

新たに延岡市で保育士・幼稚園教諭として働く方を応援します！

保育所等就職準備支援事業

延岡市内の保育所等施設に内定をもらった保育士または、幼稚園教諭の方に無利子で就職準備金を支給します。

条件を満たして、5年間勤務すると返還免除！

※要件を満たさない場合は、一部または全額返還となります。



資金の使い方（例）
・・・▶ 就職によって発生する転居費用、保育所等で使用する被服費用、通勤用の車の購入費用、その他採用内定後に発生した費用など

申請の期間 市内の保育所等施設に採用内定を受けた日から勤務開始日まで
※ただし、期限は採用内定を受けた年度の3月31日まで

対象者 及び 貸付額

①小田原短期大学延岡スクールを卒業（見込み）する方	最大 60 万円
②保育士養成校を卒業（見込み）する方	最大 50 万円
③自学で保育士資格を取得（見込み）した方	最大 50 万円
④延岡市外の保育所等施設を退職し、市内で就職する方	最大 40 万円

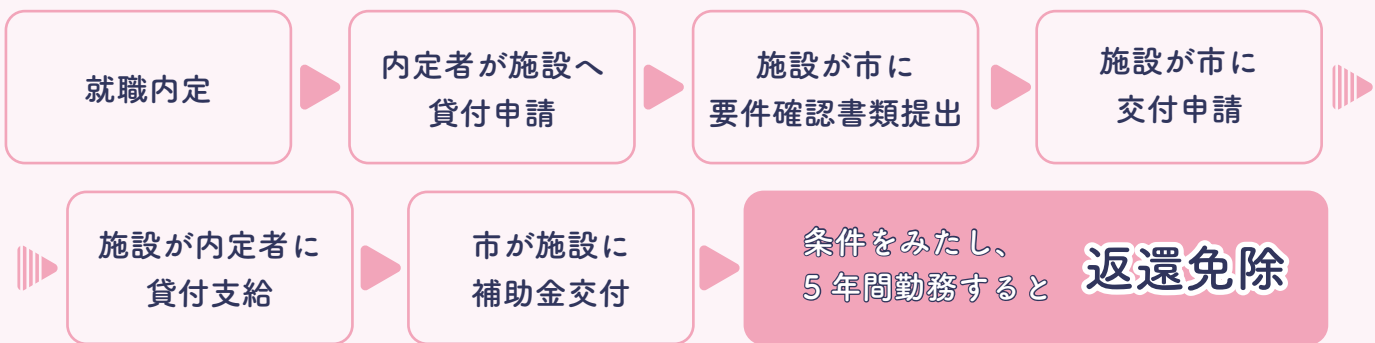
その他貸付を受ける方の条件

1. 保育士資格または幼稚園教諭免許を取得（見込み）の方
2. 養成校等を卒業（見込み）または資格取得（見込み）して1年以内の方で、市内の保育所等施設に採用内定した方
3. 上記対象者④の場合は市外の保育所等施設（注1）を退職後1年以内の方
4. 新たに“常勤職員”（月に120時間以上勤務）として5年以上継続して勤務する予定の方
5. 市内に在住または就職後1ヶ月以内に市外からの転入を予定している方
6. 市税を滞納していない方
7. 今までに当事業により就職準備金の貸付を受けていない方

（注1）公立保育所・幼稚園、認可外保育施設を含む



貸付までの流れ



※内定した施設を経由して申請受付・貸付交付します。

※貸付申請の際に、返還が生じた場合の誓約書の提出をお願いします。

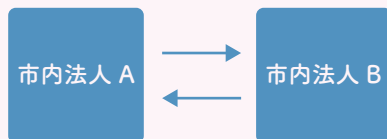
※補助金交付には時間を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします。



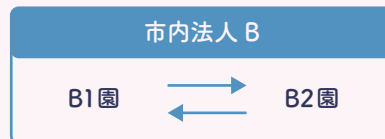
返還免除と返還

- 申請条件を満たしたまま、同一法人施設で5年間継続して勤務した方は全額返還免除。それ以外の方は、返還対象となります。
- 5年以内に転園する場合、一部返還となる場合があります。

※返還が必要な場合
(別法人の園に転園する)



※返還が不要な場合
(同一法人の別の園に転園する)



- その他、返還が生じる例
 - ・ 5年に満たない期間に退職または解雇された場合
⇒ 勤務を継続した期間に応じた額が返還対象になります。
 - ・ 就職より概ね1ヶ月以内に延岡市へ転入しなかった場合
 - ・ 市外へ転出した場合（延岡市外に居住した場合も含む）
 - ・ 学校等を卒業できなかった、資格が取得できなかった場合
- 産前産後休暇・育児休業休暇・休職等を取得する場合
 - ・ 休暇、休職の日数分貸付期間を延長します。

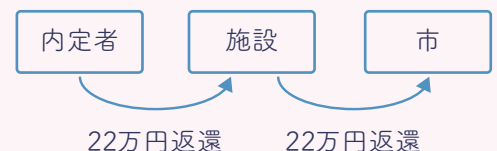
虚偽の申告をした場合は
全額一括返還となります。

【返還発生の場合】

就職準備金50万円を受領し、勤務開始後27ヶ月で自己都合により退職した場合
(50万円のうち、市貸付額40万円+施設負担額10万円)

返還額 計算方法
 $(60 \text{ヶ月} - \text{勤務期間}) \div 60 \text{ヶ月} \times \text{市貸付額} = \text{返還額}$
 $(60 \text{ヶ月} - 27 \text{ヶ月}) \div 60 \text{ヶ月} \times 40 \text{万円} = 22 \text{万円}$

※施設負担額も返還となる場合があります。



お問い合わせ先

延岡市健康福祉部 こども保育課
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2-1
電話：0982-22-7017
メールアドレス：jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp

延岡市内の保育所等施設に関する情報



延岡市 HP



延岡市保育協議会HP